

意匠分類記号	意匠分類の名称
C4-04	ガーゼ、包帯等

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J7-12	全	ガーゼ、包帯等

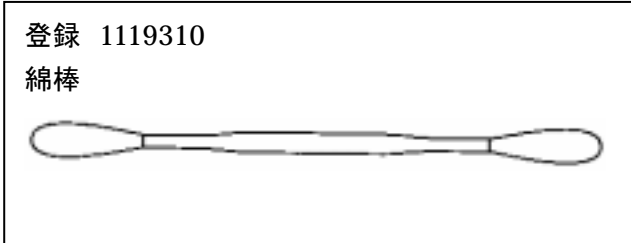
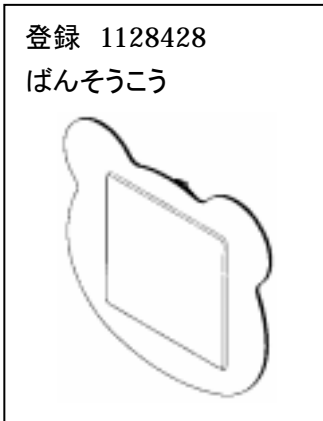
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C4-410	生理用ナプキン等
B7-11	パフ
C4-03	衛生マスク及び安眠用眼帯
F2-01	事務用指サック
J7-11	医薬品

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
ガーゼ	包帯	眼帯
ばんそうこう	綿棒	綿棒容器

定義

患部の被覆・保護に使用する用品。



登録 1090969
外反母趾及び内反小指矯正用
サポータ



登録 1179970
指間帯



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

ばんそうこうの類のうち薬を含有することが明らかなものは→(J7-11)。

磁気付きばんそうこうは→(J7-52)。

身体機能の回復の目的を持つ器具は→(J7-70)。

身につけるもので 身体の対象部位が特定でき、「着る」という概念の延長上として捉えられるものは衣料として扱う。例えば腕用サポータ→(B2-521)、脚用サポータ→(B2-441)、腰痛保護帯(B2-01)。

汗取りパッドは→(C4-000)。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

身につけるもののうち、例えば「外反母趾治療(矯正)用」の「用具」程度であればここに分類する。
清涼感をもたらすアイマスクはここに分類する。

過去に分類した物品の名称
